

□■□■□■ トピック解説 □■□■□■□■□■□■□■□■□■

ILOの活動内容、仕事の世界に関係するトピックの解説を行っていきます。

第28回は、ILOの中で特別の位置を占める海事産業 (maritime industry) におけるILOの活動を紹介します。

◆◇海事産業 (maritime industry) とILO◆◇

★海事産業

世界貿易の9割近くが海または河川を通じて行われています。海事産業は国際性と機動性を特徴としますが、近年、船籍国と船舶所有主の住所国が異なる便宜置籍船の増加など船の所有権や管理における変化、新しい船舶登録制度の登場、技術進歩、文化や言語の異なる様々な船員が乗船している混乗船の登場といったように国際化がますます進んでいます。

総トン数100トン以上の商用船は世界全体で8万隻近くあります。トン数で見た登録船が多い国には、パナマ、リベリア、ギリシャ、キプロス、バハマ、ノルウェー、日本、マルタ、中国、ロシア、シンガポール、米国といった国が含まれます。総トン数100トン以上の船舶に乗船中または待機中の船員数は約120万人と推計されます。この3分の2近くがアジア諸国の出身です。最近、途上国の船員を採用する傾向が強まり、主な船員供給国はフィリピン、中国、韓国となっており、ロシアやポーランド出身の船員も増えています。このうちかなりの割合が、自国船でない船舶で働いています。

★海事労働基準

職場と生活の場が直結し、航海に出れば孤立した狭い空間で何日も過ごし、当直や船の維持など常に働く必要がある状態が続く、嵐や暴風といった自然の危険にさらされるなど、海上労働には陸上労働とは異なった特殊性があります。船員の労働条件については、日本にも船員法等があるように、多くの場合、一般の労働者とは別の法令で規制されています。ILOの場合も、海事産業のみに適用される海事労働基準と呼ばれる39条約、1議定書、29勧告が存在します。これらは就業の最低年齢、船員の募集と職業紹介、健康検査、雇入契約、本国送還、有給休暇、社会保障、労働時間・休息期間、船員設備、身分証明書、労働安全衛生、海上及び港湾における福利、雇用の継続、職業訓練、技能免状といった幅広い事項をカバーし、労働協約や各国の海事労働法制に直接または間接の影響を与えてきています。

現在、過去に採択された海事条約のほとんどすべてに相当する36の条約を1本の統合条約に置き換えるための作業が進められています。提案されている統合条約案は今までにない新しい形態を取り、批准国の基本的な義務を規定する「条文」及び「規則」に加え、実施の詳細を定めた「規程」の3部から構成されています。規程はさらに、従来の条約に相当する強制部分であるA部と勧告に相当する非強制部分のB部に分かれています。規則と規程は、(1)船上で働く船員の最低要件、(2)雇用条件、(3)船員の寝食・娯楽設備、(4)健康保護、医療、福利厚生、社会保障、(5)遵守と施行の5編から構成されています。また、条約の状態を常に最新に保つため、継続的な見直しを行う三者構成の特別委員会を設置することも提案されています。

船員の身分証明書については、9月11日の同時多発テロ事件後の海上の安全性強化の要請を受けて、1958年に採択された船員の身分証明書条約(第108号)が2003年に改正されました。この新しい改正条約(第185号)は、船員の移動における便宜を図るため、指紋生体認証テンプレートをを用いた新しい船員身分証明書の様式を規定しています。

また、漁業については関連する7基準(条約5、勧告2)に置き換わり、就業の最低年齢、健康診断、雇入契約、技能証明、船員設備、労働時間、職業訓練、労働安全衛生、社会保障といった分野を網羅した漁業労働に関する包括的な基準策定の試みが

進められており、2004年の総会で行われた第一次討議を経て、来年の総会で勧告に補足された条約が採択される見込みになっています。

★海事総会 (Maritime Session of the International Labour Conference)

ILOの創立を決めた1919年のパリ平和会議の国際労働法制委員会では既に、船員の問題は船員事項のみを扱う総会の特別会合で取り扱うべきとの決議が採択されています。ILOではこれに基づき、通常年1回6月に開催される通常総会と別に、約10年にいっぺんの間隔で海事総会を開催しています。海事総会は、1920年を最初に過去11回開催されており、12回目が第95回ILO(海事)総会として、2005年末または2006年初めに予定されています。この総会では前述のように新しい統合条約の採択に向けた審議が行われる予定です。

ILOでは、条約・勧告の採択を審議する際には、原則二回討議手続きが取られています。そこで開催間隔が大きい海事総会の場合には特別に、原則として海事総会の前年に予備技術海事会議(Preparatory Technical Maritime Conference)を開催して、第一次討議に当たる予備討議を行うことになっています。第95回総会の予備技術海事会議は現在、9月13～24日の日程でジュネーブで開かれています。会議には全加盟国が、政府1、船主代表1、船員代表1の三者構成の代表団を派遣するよう招請されています。

★合同海事委員会 (Joint Maritime Commission)

1920年3月に開かれた第3回理事会で、海事関連事項について、理事会に助言する常設機関として船主と船員の二者で構成される合同海事委員会を設置することが決定されました。1921年の第2回総会でこれに基づき委員が選出され、以後29回の会合が開かれています(2001年が最新)。委員会は現在、労使各20名の正委員と4名の副委員で構成されています。2001年当時の正委員として、日本からは日本船主協会の和田敬司理事長(当時)、全日本海員組合の井出本榮組合長が選出されています。

委員会は総会で審議される海事問題の事前討議を行う場でもあります。現在進められている統合条約採択に向けた審議は、委員会の第29回会合で出された提案に基づいています。

また、船員の賃金、労働時間及び船舶の定員勧告(第187号)は、国際労働基準では唯一、船員について勧奨される最低基本給を定めています。合同海事委員会はこれに基づき有能海員の最低基本給の改訂審議も行っています。現在、2003年7月に開かれた合同海事委員会小委員会の決定により、2004年12月31日までは月額465ドル、2005年1月1日からは500ドルとすることが定められています。

★海事産業に関連するILOの活動

ILO事務局内では社会対話総局に属する部門別活動局が、海事産業を含む産業別の活動を行っています。同部海事・運輸産業担当チームの活動の中心は上記のような海事労働基準の推進です。ILOでは、条約・勧告の他に、随時専門家会議を開催し、安全衛生面に関する実務規程や指針を採択し、この普及にも努めています。海事産業関連では、船上や港湾における事故予防、海事産業における薬物・アルコール予防計画、船員の乗船前及び定期健康診断、船舶解体における安全衛生を取り上げたものなどがあります。

海事労働基準の実施には、労働事項を管轄する省庁(日本では厚生労働省)と船舶または運輸関連事項を管轄する省庁(日本では国土交通省)が協力して取り組まなくてはなりません。部門別活動局では海事労働基準に係わる情報や支援を提供し、加盟国が国内法規を整備する際に協力しています。船舶監督官の訓練を含み、海事労働基

準に関する地域セミナーや国内セミナーも多数開催しています。また、海事産業特有の問題や最新の動向を調査し、その成果を報告書として発表してもいます。この分野で最近出された書籍には、国際登録船上の船員の労働・生活条件を扱ったものや女性船員の労働事情調査結果をまとめたものもあります。

ILOはさらに、国際海事機関（IMO）、世界保健機関（WHO）、国連開発計画（UNDP）、その他各地の国連事務所などこの分野の活動を行う他の国際機関と連携し、協力して活動を行っています。特にIMOやWHOとは関係が深く、IMOとは海事労働問題全般について、WHOとは船員の健康問題について、合同の専門家委員会を設置し、その時々の問題を審議し、活動の調整を図っています。IMOとの最近の協力活動の例として、1998年より合同の特別専門家作業グループを設け、船員の死亡、負傷、遺棄の際の請求に対する責任と補償に関する問題を検討し、ガイドラインを採択したほか、現状では保護がほとんどないこの問題の実態把握に努め、より良い解決策をめざして活動しています。また、テロ事件後の港湾の安全性強化策の一環として、2003年には合同作業グループを開催し、港湾の安全性に関する実務規程を採択し、刊行しています。

この他に、ILOが21世紀の活動目標としているディーセント・ワークの海事産業における普及をめざした事業計画、港湾労働者育成計画（PDP）といった活動が実施されています。第29回合同海事委員会でその開始が宣言された「海事産業におけるディーセント・ワークの推進に向けた国際計画」は、「男女が、自由、均等、保障、人間的尊厳の確保された条件の下で、生産的でまともな仕事を得る機会の推進」というILOの全体目標の中で海事産業全体、そして特に船員の社会的経済的条件的向上をめざすものです。「港湾労働者育成計画」は、港湾労働者の貨物処理能力、労働条件、労働慣行、安全性、地位、福利厚生の上昇に向け、途上国の政府及び港湾当局が効果的で体系的な港湾労働者訓練制度を整備できるよう支援するものです。計画の枠内で各国が利用できる訓練教材が開発されており、既にコンテナターミナルで働く港湾労働者向け教材が完成しています。